

J R A - U M A C A の利用に関する約定 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>↓</p> <p><u>(6)本約定において「J R A - U M A C A ポイント」とは、第26条の規定により競馬会が会員に付与するポイントの名称をいいます。</u></p> <p>(7) 〔略〕〔条項移動〕</p> <p>(8) 本約定において「精算可能残高」とは、会員が勝馬投票券に係る確定した払戻金、法附則第5条第1項の1号給付金及び2号給付金並びに返還金(以下「払戻金等」といいます。)として交付を受けた金額<u>並びに第29条の規定に基づきJ R A - U M A C A ポイントから充当した金額を合算した金額</u>をいいます。</p> <p>(9) 〔略〕〔条項移動〕</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>↓</p> <p>〔新設〕</p> <p>(6) 〔略〕</p> <p>(7) 本約定において「精算可能残高」とは、会員が勝馬投票券に係る確定した払戻金、法附則第5条第1項の1号給付金及び2号給付金並びに返還金(以下「払戻金等」といいます。)として交付を受けた金額をいいます。</p> <p>(8) 〔略〕</p>
<p>(解約)</p> <p>第8条</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>↓</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>(5) 第38条各項に定める事項に違反したときその他競馬会がキャッシュレス投票の利用につき不相当と認めたとき。</p>	<p>(解約)</p> <p>第8条</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>↓</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>(5) 第33条各項に定める事項に違反したときその他競馬会がキャッシュレス投票の利用につき不相当と認めたとき。</p>
<p>(UMAポート)</p> <p>第22条 会員は、競馬会の設置する情報照会端末機「UMAポート」<u>(以下「UMAポート」といいます。)</u>を通じて競馬会にJ R A - U M A C A の番号を通知することによって、次に掲げるキャッシュレス投票に付随するサービスを利用することができます。</p>	<p>(UMAポート)</p> <p>第22条 会員は、競馬会の設置する情報照会端末機「UMAポート」を通じて競馬会にJ R A - U M A C A の番号を通知することによって、次に掲げるキャッシュレス投票に付随するサービスを利用することができます。</p>
<p>第5章 J R A - U M A C A ポイントサービス</p> <p><u>(J R A - U M A C A ポイントの付与)</u></p> <p><u>第26条 競馬会は、次の各号に掲げる場合に、会員に対してJ R A - U</u></p>	<p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

MACAポイントを付与するものとします。

(1) キャッシュレス投票により勝馬投票券を購入した場合（購入した勝馬投票券が法第 12 条の規定により無効となり返還の対象となった場合を除きます。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、競馬会が別に定める条件を満たした場合
2 前項第 1 号の規定によりポイントを付与する場合の付与対象購入競走、付与対象購入式別及び購入金額に対するポイント付与率並びにポイント付与の時期は、競馬会が別に定めるところによります。

3 第 1 項各号に掲げる場合であっても、競馬会がポイントを付与することについて不適当と認めた場合又は第 44 条の規定によりポイントの付与が一時停止されている場合は、ポイントを付与しないことがあります。

(JRA-UMACAポイントの残高確認)

第 27 条 会員は、JRA-UMACAポイントの残高をUMAポート及び競馬会が別に定める方法にて確認することができます。

[新設]

(JRA-UMACAポイントの有効期限)

第 28 条 JRA-UMACAポイントは、当該ポイントを付与された日の属する年から 3 年目の 6 月末日までを有効期限とします。

[新設]

(JRA-UMACAポイントの利用)

第 29 条 会員は、付与されたポイントを次の各号に掲げる方法で利用することができます。

[新設]

(1) 競馬会が別に定める商品との交換

(2) 精算可能残高への充当

2 前項第 1 号の商品への交換及び第 2 号の充当の方法等については、競馬会が別に定めるものとします。

3 会員は、利用を申し出たJRA-UMACAポイントについて、その利用を取り消すことはできません。

(ポイントの取消し及び失効)

第 30 条 競馬会は、会員が本約定に違反したと認めたときは、事前に通

[新設]

知又は催告をすることなく、既に会員に付与したポイントを取り消し、又はポイントの付与若しくは利用を停止することがあります。

2 会員が次の各号にいずれかに該当したときは、会員に付与されたポイントは失効するものとします。

(1) 付与されたポイントが第 28 条に定める J R A - U M A C A ポイントの有効期限を経過したとき。

(2) 会員が第 8 条第 1 項の規定によりキャッシュレス投票契約を解約されたとき。

第 6 章 利用範囲等

第 31 条 [略] [条項移動]

┆

第 37 条 [略] [条項移動]

(禁止事項等)

第 38 条

2 [略]

3 会員は、キャッシュレス投票サービスの利用に当たり、次に掲げる行為をしてはなりません。

(1) [略]

(2) J R A - U M A C A ポイントに関する次に掲げる行為

イ 会員が、当該会員が保有する J R A - U M A C A ポイントを他の会員又は第三者へ譲渡し、転売し、又は J R A - U M A C A ポイントを利用させること

ロ 他の会員の J R A - U M A C A ポイントと当該会員の保有する J R A - U M A C A ポイントを合算すること

ハ 競馬会が定める方法以外の方法により、J R A - U M A C A ポイントを利用すること

(3) [略] [条項移動]

┆

(11) [略] [条項移動]

(12) 第 1 号から 第 10 号 までのいずれかの行為をするおそれがある行為

第 5 章 利用範囲等

第 26 条 [略]

┆

第 32 条 [略]

(禁止事項等)

第 33 条

2 [略]

3 会員は、キャッシュレス投票サービスの利用に当たり、次に掲げる行為をしてはなりません。

(1) [略]

[新設]

(2) [略]

┆

(10) [略]

(11) [略]

第7章 個人情報等

第39条〔略〕〔条項移動〕

┆

第41条〔略〕〔条項移動〕

第8章 その他

第42条〔略〕〔条項移動〕

┆

第44条〔略〕〔条項移動〕

(キャッシュレス投票サービスの終了)

第45条

2 前項のうちキャッシュレス投票サービスの全部を終了する場合、競馬会は、競馬会が通知したキャッシュレス投票サービスの全部を終了する日をもって全ての会員とのキャッシュレス投票契約を解約するものとします。なお、当該解約をした場合の会員の投票用残高の取扱いについては、第8条第2項の規定によるものとし、JRA-UMAC Aポイントの取扱いについては、キャッシュレス投票サービスの終了時期等に照らし、競馬会のホームページに掲示すること又は競馬会の定める方法により適切な時期に会員に通知するものとします。

(免責)

第46条

2 天災地変、通信混雑、通信障害、計算機障害その他やむを得ない事由により、勝馬投票券の申込みを受け付けられない場合、購入金額を競馬会の計算機に登録することができない場合又はキャッシュレス投票サービスの全部若しくは一部を提供できない場合があっても、競馬会は一切その責を負いません。

第47条〔略〕〔条項移動〕

第6章 個人情報等

第34条〔略〕

┆

第36条〔略〕

第7章 その他

第37条〔略〕

┆

第39条〔略〕

(キャッシュレス投票サービスの終了)

第40条

2 前項のうちキャッシュレス投票サービスの全部を終了する場合、競馬会は、競馬会が通知したキャッシュレス投票サービスの全部を終了する日をもって全ての会員とのキャッシュレス投票契約を解約するものとします。なお、当該解約をした場合の会員の投票用残高の取扱いについては、第8条第2項の規定によるものとします。

(免責)

第41条

2 天災地変、通信混雑、通信障害、計算機障害その他やむを得ない事由により、勝馬投票券の申込みを受け付けられない場合又は購入金額を競馬会の計算機に登録することができない場合があっても、競馬会は一切その責を負いません。

第42条〔略〕